

秋田の縄文遺跡群 保存活用基本構想

～ストーンサークルがつなぐ 過去－現在－未来 人の和～

(素案)



令和5年3月
秋田県

目 次

第1章 策定の目的と位置づけ

- 1 策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 本構想の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 縄文遺跡群と県内の構成資産

- 1 世界遺産としての縄文遺跡群の構成・・・・・・・・・・ 3
- 2 秋田の縄文遺跡群の価値・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 構成資産の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第3章 秋田の縄文遺跡群の現状と課題

- 1 世界文化遺産を取りまく現状・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 世界遺産環境整備調査事業アンケート調査の結果・・ 7
- 3 秋田の縄文遺跡群の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第4章 秋田の縄文遺跡群の未来像

- 1 未来像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 2 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

第5章 基本方針と施策の展開

- 1 基本方針と施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 2 施策の展開と実施時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

第6章 未来像の実現に向けて

- 1 実施主体及び推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- 2 各主体に期待される役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- 3 持続的な運営に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

別 表 施策及び取組の主体と実施時期

参考資料

秋田県縄文遺跡群保存活用連絡会議要綱及び別表1・2

第1章 策定の目的と位置づけ

1 策定の目的

「北海道・北東北の縄文遺跡群」（以下「縄文遺跡群」という。）の世界遺産登録は、平成19年の「北海道・北東北知事サミット」において共同提案が合意されて以降、秋田県、北海道、青森県、岩手県及び14市町並びに地域の方々や民間団体が一体となって取り組んでまいりました。

4道県と関係市町では平成21年の世界遺産暫定リストへの記載を受けて、「縄文遺跡群世界遺産登録推進本部」を立ち上げ、世界遺産登録のための推薦書案の作成を進めました。令和元年12月には政府による推薦が決定し、令和2年1月にユネスコ世界遺産センターに推薦書が提出されました。同年9月には、イコモス（国際記念物遺跡会議）による現地と書類での審査が行われ、翌令和3年5月26日にイコモスから記載勧告を受けました。そして、同年7月27日の第44回世界遺産委員会拡大会合において、世界遺産一覧表への登録が決定しました。

この間、イコモス勧告時や世界遺産登録前後には、縄文遺跡群への注目度が高まり、県内の構成資産である鹿角市大湯環状列石と北秋田市伊勢堂岱遺跡（以下、秋田の縄文遺跡群という。）の来訪者数も大幅に増加しました。今後もこの傾向は一定期間続くことが予想されます。

この機会を活かし、縄文遺跡群への理解を通して、文化財保護意識を高めるとともに、地域の活性化や交流人口の拡大につなげるため、行政、地域住民、民間団体等の各主体が未来像を共有し、その実現に向けて取り組む方向性を明示することを目的として、「秋田の縄文遺跡群 保存活用基本構想」（以下、本構想という。）を策定しました。

2 本構想の位置づけ

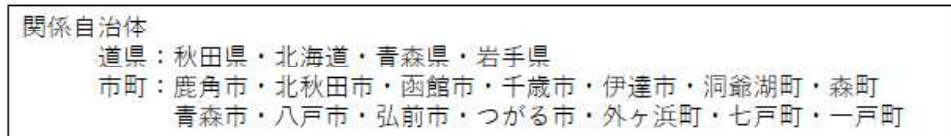
本構想は、縄文遺跡群世界遺産本部が縄文遺跡群全体の保存管理及び公開活用の方針を示した「北海道北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画」を踏まえて、秋田の縄文遺跡群を一体的に保存管理及び公開活用するための方向性を示すものです。

本県の県政運営指針である新秋田元気創造プラン（令和4年策定）との整合性を図りながら、秋田の縄文遺跡群に関する本県の行動指針として位置づけます。加えて、第3期あきたの教育振興に関する基本計画（令和2年策定）、第2期あきた文化振興ビジョン（令和元年策定）、秋田県文化財保存活用大綱（令和3年策定）、鹿角市と北秋田市がそれぞれ策定した保存活用計画等との整合性を図ります。

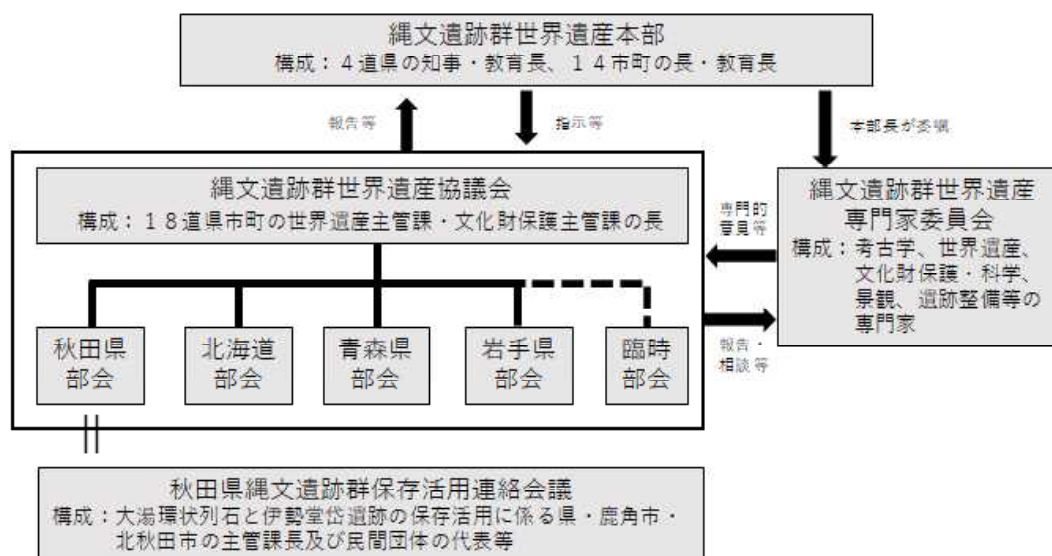
本構想に基づいて実施する秋田の縄文遺跡群に関する様々な取組には、県及び両市、地域住民や民間団体が実施する個別の事業、それぞれが連携して実施する事業などがあり、連携を促進する場として、秋田県縄文遺跡群保存活用連絡会議があります。

秋田県縄文遺跡群保存活用連絡会議は、縄文遺跡群全体の保存、管理、公開、活用を推進する縄文遺跡群世界遺産協議会の秋田県部会にあたり、4道県及び関係市町の取組情報を共有すること、縄文遺跡群全体の取組と連動した事業展開を推進することを目的としており、本構想の策定主体となります。

世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の保存活用に係る体制



保存管理・公開活用体制



第2章 縄文遺跡群と県内の構成資産

1 世界遺産としての縄文遺跡群の構成

縄文遺跡群は、本県に所在する鹿角市の大湯環状列石と北秋田市の伊勢堂岱遺跡を含む、北海道、青森県、岩手県の計17遺跡で構成されます。17遺跡が分布する範囲は、縄文時代において一貫して同じ地域文化圏を形成しており、住居跡等の遺構や土器などの出土品に共通性が認められます。

世界文化遺産としての価値は、それを示す顕著な普遍的価値を評価基準iiiとvへの適応により証明し、価値の内容を四つの属性として具体化して、各属性が17遺跡に保存されているという構造で整理されます。

顕著な普遍的価値

－

評価基準iiiとv

－

四つの属性

－

17の構成資産

(1) 縄文遺跡群の顕著な普遍的価値

本資産は、北東アジアにおける世界的にも稀な長期間継続した採集・漁労・狩猟文化による定住の開始、発展、成熟の過程及び精神文化の発達をよく表しており、農耕文化以前における人類の生活の在り方と精緻で複雑な精神文化とを示す物証として顕著な普遍的価値を有します。

(2) 世界遺産登録の評価基準への適合

評価基準(iii)原文仮訳

現存しているか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。

縄文遺跡群は、1万年以上もの長期間継続した採集・漁労・狩猟を基盤とした、世界的にも稀な定住社会と、足形付土版、有名な遮光器土偶などの考古遺物や墓、捨て場、盛土、環状列石などの考古遺構から明らかなように、そこで育まれた精緻で複雑な精神文化を伝える類いまれな物証です。

評価基準(v)原文仮訳

あるひとつの文化（又は複数の文化）を特徴づけるような伝統的な居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本、又は人類と環境のふれあいを代表する顕著な見本である。（後略）

縄文遺跡群は、定住の開始からその後の発展、成熟に至るまでの、集落の在り方と土地利用の顕著な見本です。縄文人は農耕社会に見られるような土地を大きく改変することなく、気候の変化に適応することにより、永続的な採集・漁労・狩猟の生活の在り方を維持しました。食料を安定的に確保するため、サケが遡上し、捕獲できる河川の近くや汽水性の貝類を得やすい干潟近く、あるいはブナやクリの群生

地など、集落の選地には多様性が見られます。それぞれの立地に応じて食料を獲得するための技術や道具類も発達しました。

(3) 四つの属性

- ・ 属性(a)…自然資源を巧く利用した生活の在り方を示すこと。
- ・ 属性(b)…祭祀・儀礼を通じた精緻で複雑な精神性を示すこと。
- ・ 属性(c)…集落の立地と生業との関係が多様であること。
- ・ 属性(d)…集落形態の変遷を示すこと。

(4) 17の構成資産

- ・ 秋田県…大湯環状列石・伊勢堂岱遺跡
- ・ 北海道…垣ノ島遺跡・北黄金貝塚・大船遺跡・入江貝塚・キウス周堤墓群・高砂貝塚
- ・ 青森県…大平山元遺跡・田小屋野貝塚・二ツ森貝塚・三内丸山遺跡・小牧野遺跡
・ 大森勝山遺跡・亀ヶ岡石器時代遺跡・是川石器時代遺跡
- ・ 岩手県…御所野遺跡

2 秋田の縄文遺跡群の価値

(1) 歴史的な価値

大湯環状列石と伊勢堂岱遺跡は、世界遺産である縄文遺跡群の構成資産として、また文化財保護法に基づく特別史跡、史跡としての価値を有します。考古学的、歴史的な研究の対象であるだけでなく、自然科学等多分野の学際的な研究が推進されることで、先史時代の人々の生活について多くの知見をもたらすことが期待されています。

(2) 教育的な価値

大湯環状列石と伊勢堂岱遺跡は、学校教育や生涯学習においてあらゆる年代の方々に縄文時代の文化を学習する場を提供しており、教育の場としての価値を有します。縄文時代についての学習は、持続可能な社会を指向する今日の社会で意義を有するとともに、景観や環境の保全に係る学びを得られる機会としても注目されます。

(3) 地域資産としての価値

大湯環状列石と伊勢堂岱遺跡は、それぞれ地域の宝であり、アイデンティティの拠り所であるとともに、今日的観点で守り活かしていく場所としての価値を有します。両遺跡へは、観光等様々な目的での来訪者があり、交流人口の増加や地域の活性化に係る契機が提供されています。

3 構成資産の概要

大湯環状列石は、鹿角市十和田大湯字万座ほかに所在する縄文時代後期前半(約4,000～3,500年前)の遺跡で、万座と野中堂の二つの大型環状列石を中心として、掘立柱建物跡や貯蔵穴、遺物廃棄域が展開します。遺跡の発見が昭和6(1931)年と古く、昭和26(1951)年に国の文化財保護委員会が調査し、昭和31(1956)年に特別史跡に指定されています。



大湯川と豊真木沢川に挟まれた台地の中央部に位置し、河川や森林の資源に恵まれた環境にあります。定住の成熟期(ステージⅢa)に位置づけられる二つの環状列石は、土偶などの粘土や石を用いた祭祀道具のほか、採集・漁労・狩猟に係る道具も出土しており、当時の祭祀・儀礼の在り方とともに、生業の在り方も間接的に示しています。

伊勢堂岱遺跡は、北秋田市脇神字伊勢堂岱ほかに所在する縄文時代後期前葉(約4,000～3,700年前)の遺跡で、環状列石A～Dの四つの大型環状列石を中心として、掘立柱建物跡や土坑墓などが展開します。平成4(1992)年に大館能代空港アクセス道路建設に先立つ調査で発見され、その後の調査で遺跡の重要性が確認され



たことを受けて、平成8(1996)年に工事計画を変更して保存が決まりました。平成13(2001)年に史跡に指定されています。

湯車川に面した台地の先端に位置し、河川や森林の資源に恵まれた環境にあります。定住の成熟期(ステージⅢa)に位置づけられる四つの環状列石は、土偶などの粘土や石を用いた祭祀道具のほか、採集・漁労・狩猟に係る道具も出土しており、当時の祭祀・儀礼の在り方とともに、生業の在り方も間接的に示しています。

第3章 秋田の縄文遺跡群の現状と課題

1 世界文化遺産を取りまく現状

(1) ユネスコ世界遺産委員会決議における不適切なインフラ要素への対応

縄文遺跡群の世界遺産登録に関する決議の際に、不適切なインフラ要素の撤去、修景についての勧告を受けています。

秋田の縄文遺跡群では、大湯環状列石を通る県道十二所花輪大湯線の移設と伊勢堂岱遺跡における高速道路沿いの遮蔽について、取組を着実に進めていくことが世界遺産として重要な課題となります。

(2) 遺産影響評価の取組の推進

近年、世界遺産委員会は、世界遺産一覧表に記載された資産の範囲や緩衝地帯及びその周辺で開発行為等が計画された際に、その計画が遺跡に与える影響を評価する「遺産影響評価（HIA：Heritage Impact Assessment）」の実施を求めています。

縄文遺跡群では、「北海道・北東北の縄文遺跡群の保全に係る遺産影響評価指針」を策定しており、これに則って遺跡の環境や景観の保全と多様な経済活動との調和を図るため、関係機関の情報共有や遺産影響評価の取組について周知しつつ進めていくことが今後の課題となります。

(3) 世界遺産登録による来訪者数の増加に伴う遺跡保全上の懸念

世界遺産への来訪者は、登録の前後に報道等で取り上げられる機会が増えることなどにより、増加する傾向があります。令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国内外の人の往来が制限されたため、縄文遺跡群への来訪者は一時的に減りましたが、基本的な増加傾向は、令和元年度に登録された「百舌鳥・古市古墳群」でも顕著に認められています。こうした来訪者数の増加により、受入の許容量を超えたケースの中には、環境の悪化や騒音、振動などの問題発生も認められます。

遺跡の保全とともに、地域社会への影響に対する懸念も合わせて想定し対応していくことが必要となることから、来訪者の推移を確認し、適切な受入体制を整えていくことが課題となります。

(4) 来訪者の国際化

訪日外客数は、令和元年には3千万人を超えていましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和2年に約4百万人、令和3年には約25万人にまで激減し、令和4年はわずかながら回復の傾向が認められます。

今後の状況にもよりますが、規制は緩和の方向にあり、徐々に訪日外客数が増えると考えられることから、外国人旅行者に対応した多言語化等の整備を着実に進めていくことが課題となります。

年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
人数(人)	28,691,073	31,191,856	31,882,049	4,115,828	245,862	1,527,200

訪日外客数（総数） ※出典：日本政府観光局（JNTO） 令和4年は10月末段階

（５）縄文文化の楽しみ方の多様化

縄文文化に関しては、独自の視点で縄文を捉えたフリーペーパーの発行や土偶女子の活動など、遺跡や出土品そのものだけではなく、縄文を様々な角度からアレンジして楽しむ傾向が見られるようになってきています。

遺跡という特殊性を活かしたイベントの実施や体験メニューの開発等、こういった需要に対する情報提供のあり方やアプローチの方法について研究し、整備していくことも今後の課題となります。

2 世界遺産環境整備調査事業アンケート調査の結果

県は、令和３年７月の縄文遺跡群の世界遺産登録を受け、大湯環状列石と伊勢堂岱遺跡の保存活用及び周辺部を含めた整備状況について、地元住民の意見や課題意識を把握し、今後の施策に生かす基礎資料を得ることを目的としたアンケート調査を実施しました。

（１）調査の内容

- ・世界文化遺産に登録されたことについての認知度
- ・遺跡見学経験の有無
- ・遺跡についての認識
- ・遺跡の整備や活用についての意見 等

（２）調査の概要

- ・調査地域：鹿角市および北秋田市
- ・調査対象：２市それぞれ18歳以上の市民1,000人（計2,000人）
- ・標本抽出方法：選挙人名簿をもとに無作為抽出
- ・調査手法：郵送による無記名式アンケート調査
- ・調査期間：令和３年11月30日（火）～同年12月15日（水）

（３）回収結果

- ・鹿角市：39.6%
- ・北秋田市：36.4%

（４）結果の概要（※抜粋、詳細については巻末資料参照）

- ・縄文遺跡群の世界遺産登録の認知度
鹿角市：知っている98%、知らない2%
北秋田市：知っている98%、知らない2%
- ・大湯環状列石や伊勢堂岱遺跡が登録された感想
鹿角市：（大湯環状列石）嬉しい72.5%、嬉しくない0.5%、どちらともいえない26.3%
北秋田市：（伊勢堂岱遺跡）嬉しい73.9%、嬉しくない0.3%、どちらともいえない24.5%

- ・大湯環状列石又は伊勢堂岱遺跡を訪れた感想
鹿角市 : (大湯環状列石) 期待以上・期待通り43.3%、やや期待外れ・期待外れ51.7%
北秋田市 : (伊勢堂岱遺跡) 期待以上・期待通り53.5%、やや期待外れ・期待外れ40.7%
- ・大湯環状列石と伊勢堂岱遺跡で今後整備が必要と思うもの(上位3項目)
鹿角市 : 遺跡中央の道路移設、遺跡内の電線・電柱移設、解説板・展示施設の多言語化
北秋田市 : 縄文館の展示の追加、環状列石の石の補強、眺望阻害樹木の伐採
- ・遺跡を多くの人に楽しんでもらうために必要だと思うもの(上位3項目)
鹿角市 : 飲食店等の整備、お土産を買える施設、駅からの公共交通機関の整備
北秋田市 : 飲食店等の整備、駅からの公共交通機関の整備、お土産を買える施設

(5) 調査の結果

調査の結果、世界遺産に登録されたことの認知度は鹿角市と北秋田市ともに98%、登録を歓迎する反応も両市ともに70%を超えており、世界遺産登録への注目度及び今後の期待感が高いことが判明しました。

一方で、両遺跡を訪れた感想では、大湯環状列石で51.7%、伊勢堂岱遺跡で40.7%の方がやや期待外れ又は期待外れの感想を抱いており、その主な意見として、遺跡の良さや価値が分からない、ガイドや案内が不足している、売店や飲食スペースが無いことなどが挙げられています。

両遺跡における今後の整備や活用で必要と思われるものについて、遺跡の中や関連地区の整備に関しては、大湯環状列石で道路や電線の移設といった景観面と、解説板や説明の多言語化または展示施設充実などの情報提供面、伊勢堂岱遺跡で環状列石の保存処理や縄文館の展示拡充といった保存活用面と眺望阻害木の伐採による景観面の改善を求める声が多く挙げられています。また、遺跡周辺の整備に関しては、両遺跡で飲食やお土産の購入できるスペース、公共交通の改善や新たな取り組みを求める意見が多く挙げられました。

地元住民による主な意見等は次のように整理され、今後の課題となります。

- ・来訪者に世界遺産の価値や魅力を確実に伝達するため、ガイド活動を拡充し、外国人旅行者にも対応できるようにする。
- ・遺跡周辺に土産購入や飲食等の便益施設を整備するとともに、二次交通のアクセス充実を図る。
- ・縄文時代の生活体験ができるような、体験メニューを開発する。
- ・遺跡の適切な保存と整備を進め、高齢者や障害者等も容易に足を運べるような見学環境を整備する。
- ・遺跡のPR強化と誘客促進のため、遺跡周辺の観光地と連携した情報提供を図る。
- ・両遺跡の連携を強化するため、遺跡相互に情報発信を進めるほか、連携イベント等の開催を通じ、両遺跡を巡回できるような情報提供を充実させる。

3 秋田の縄文遺跡群の課題

秋田の縄文遺跡群について、国内の先行事例から想定される課題や、地元でのアンケート調査結果から洗い出された課題は次のとおり整理され、施策として様々な取組を進めていく必要があります。

- ①縄文遺跡群の世界遺産登録時に受けた勧告に適切に対応するため、不適切な現代的要素である道路の移設や遮蔽等の取組を着実に進める。
- ②遺跡の保全と多様な経済活動との調和を図るため、関係機関で情報共有しながら、遺産影響評価（HIA）に基いた保存管理を着実に進めていく。
- ③世界遺産の価値や魅力の伝達・拡散のため、ガイダンス施設等の展示内容の随時更新のほか、ガイド活動の拡充を図る。またフォーラムや活用イベント、ワークショップを開催するとともに、学校教育や生涯学習との連携を進める。
- ④来訪者の多様なニーズに対応するため、景観に配慮しつつ土産購入や飲食等に関する便益施設の整備を図る。また二次交通のアクセス充実に取り組むとともに、遺跡へのアクセス情報の発信を強化する。
- ⑤来訪者への情報を分かり易く提供するため、様々な利用形態に応じた案内方法を拡充する。合わせて、外国人旅行者や高齢者等に対応した見学環境も充実させる。
- ⑥魅力的な活用事業を提供するため、来訪者が土器・石器等の道具作りや縄文食等を体験できるメニューを開発する。
- ⑦両遺跡の一体的かつ多面的な情報発信のために、周辺の観光地と連携した誘客の強化や、両遺跡の連携イベント等を充実させる。

第4章 秋田の縄文遺跡群の未来像

1 未来像

ストーンサークルがつなぐ 過去－現在－未来 人の和

ストーンサークル、環状列石は、地域の人々が集い、一緒にまつりをする中で仲間意識を高める場所としてつくり出されたと言われています。今日、遺跡として再び姿を表した大湯環状列石と伊勢堂岱遺跡は、遺跡を守り、その価値を伝える多くの人々が活躍する場所として新たな役割を持つとともに、たくさんの人々がつながる場を提供しています。こうしたつながりを、時代を超えて受け継いでいき、世界中の人々との和（環）が生まれる場所となることを目指していきます。

2 基本方針

未来像を実現するために、次の三つの基本方針を定めます。

- －基本方針1－ 秋田の縄文遺跡群を受け継ぐ
(価値の共有と保護意識の醸成)
- －基本方針2－ 秋田の縄文遺跡群でつながる
(地域でつくる受入体制とにぎわい)
- －基本方針3－ 秋田の縄文遺跡群から広がる
(遺跡を核とした人の環と結びつき)

第5章 基本方針と施策の展開

1 基本方針と施策

(1) 基本方針1の施策

秋田の縄文遺跡群を受け継いでいくためには、行政、地域住民、関連団体等が連携して遺跡の保存・整備等を推進することに加え、地域の人々が子どもの頃から遺跡に親しみ、その価値や魅力を理解することによって、遺跡に誇りと愛着をもって大切に守り抜いていく気運の醸成と保存の担い手を育成していくことが重要です。また、遺跡からの眺望をより縄文時代の雰囲気に近い近づけることを念頭に、遺跡と調和した景観づくりを進めることが望まれます。

こうした取組は、秋田の縄文遺跡群においてこれまでも実施してきているところですが、裾野を広げ、遺跡の保護と景観の保全を一層深めるため、次の施策を実施していく必要があります。

- 施策(1) 保存・整備の推進
- 施策(2) 価値や魅力の伝達
- 施策(3) 世界遺産を通じた文化財保護意識の醸成
- 施策(4) 遺跡と周辺の良い景観の形成

(2) 基本方針2の施策

秋田の縄文遺跡群でのつながりを多くつくるためには、受入体制を強化し、様々な事業を展開することで、遺跡への来訪者を増やし、来訪者の満足度を高めていくことが重要です。

秋田の縄文遺跡群においては、遺跡の環境や様々な活用事業の枠組みを整えてきており、今後は来訪者の多様なニーズを把握し、各事業に反映させる中で、来訪者の満足度を一層高めていくために、次の施策を実施していく必要があります。

- 施策(1) 市民参画によるガイド等団体の育成・拡充
- 施策(2) 遺跡へのアクセスや周辺環境整備の推進
- 施策(3) 遺跡の特別な公開

(3) 基本方針3の施策

秋田の縄文遺跡群から人のつながりを広げるためには、国内外の様々な人々へ積極的に情報を発信することにより、秋田の縄文遺跡群の価値を理解し来訪する者を増やすとともに、関連するコンテンツの魅力と認知度を高め、二次的な情報発信につなげることが重要です。

秋田の縄文遺跡群の情報発信については、これまでの取組を踏まえた上で、縄文遺跡群世界遺産本部や協議会、秋田県縄文遺跡群保存活用連絡会議の枠組みを活かしつつ、新たなネットワークの形成及び適切な媒体の活用を進め、様々な人々に秋田の縄文遺跡群の魅力が伝わるようにするために、次の施策を実施していく必要があります。

- 施策(1) 様々な情報発信の拡充
- 施策(2) 官民が連携した誘客の促進
- 施策(3) 遺跡の多様な活用

2 施策の展開と実施時期

未来像の実現に向けた基本方針に基づく各施策の展開に当たっては、様々な取組が求められますので、次にその具体的な取組を示します。

また、県、市、地域住民、民間団体等の取組には、令和3年の世界遺産登録以前から進められ今後も継続して実施していく継続的取組、世界遺産登録後に重点的に実施する短期的取組があり、さらに将来的に具体的に着手していくものを中長期的取組とします。（別表参照）

（１）基本方針１の施策に係る取組と実施時期

施策（１） 保存・整備の推進

①縄文遺跡群の一体的な保存管理と公開活用

- ・縄文遺跡群の保全状況に関するモニタリングのユネスコへの年次報告
- ・17遺跡共通デザインの説明看板の設置
- ・17遺跡共通のパンフレットやガイドマップ等の配布、HPの運用
- ・縄文遺跡群の写真パネルや出土品などの巡回展示会 等

②各遺跡の計画に基づく適切な保存管理

- ・環状列石の保存処理や監視体制の充実
- ・遺跡の見学環境を維持するために行う草刈り等の日常管理
- ・見学通路、説明版、復元した縄文時代の建物等の維持管理
- ・ツキノワグマ等の鳥獣害や感染症への対策 等

施策（２） 価値や魅力の伝達

①調査研究成果の公開活用の充実及び両遺跡の連携

- ・遺跡や出土品の研究課題の解決に向けた調査計画の作成と調査研究の推進
- ・発掘調査見学会の開催や専門家を招いた講演会、フォーラム、学習会の両市での共同開催
- ・ガイダンス施設での企画展示会やギャラリートークによる遺跡の新たな魅力の伝達
- ・遺跡での取組情報、遺跡や出土品等の映像資料の発信 等

②遺跡及びガイダンス施設の整備

- ・遺跡が営まれた当時をイメージするための遺構復元
- ・バリアフリーに配慮した遺跡やガイダンス施設の見学通路等の整備
- ・遺跡情報を伝えるサイン・web情報・音声ガイドツールの多言語対応 等

施策（３） 世界遺産を通した文化財保護意識の醸成

①学校教育や生涯学習と連携した普及啓発

- ・児童生徒の秋田の縄文遺跡群への興味関心を高めるための学習資料等の配布
- ・秋田の縄文遺跡群の価値を伝える出前講座の実施

- ・地域学習や学校行事での遺跡の活用
- ・秋田の縄文遺跡群を素材にした制作物の展示会の開催 等
- ②地域住民等の保全活動等による保護意識の醸成
 - ・遺跡と周辺を含めた除草や清掃活動による遺跡への愛護意識の醸成 等

施策（４） 遺跡と周辺の良好な景観の形成

- ①景観計画の策定と適切な運用
 - ・遺跡を所管する自治体による景観計画の策定と開発行為の早期把握と遺跡の景観に配慮した誘導
- ②世界遺産委員会勧告への対応
 - ・遺産影響評価に基づいた遺跡内の道路移設
 - ・植栽等により隣接する高速道路等の遮蔽措置の実施
- ③遺跡や周辺部の自然環境と調和したまちの景観づくり
 - ・景観条例に則った色や素材を意識した建物や構造物の建設や改修

（２）基本方針２の施策に係る取組

施策（１） 市民参画によるガイド等団体の育成・拡充

- ①地域ボランティア団体の充実及び後継者の育成
 - ・ガイドやジュニアボランティアガイドの募集と育成
 - ・様々な形で遺跡を活用できる団体の設立
 - ・各団体の取組のweb等での映像公開とフィードバックによる活動の拡充 等
- ②ガイドの育成と提供する情報のガイドライン策定
 - ・来訪者の知識量に応じて対応できる質の高いガイドマニュアルの作成
 - ・定期的な研修会によるガイド内容の向上
 - ・ホスピタリティの向上に向けた研修の実施 等
- ③多様な情報提供に向けた団体間の交流や連携の促進
 - ・合同研修会による相互理解と秋田の縄文遺跡群としての情報共有
 - ・世界遺産子どもサミットの開催による他地域との意見交換と情報共有
 - ・武家屋敷群等、他分野のガイド団体との連携によるガイド内容の拡充 等

施策（２） 遺跡へのアクセスや周辺環境整備の推進

- ①遺跡へのアクセス環境の充実
 - ・空港・鉄道・バス・タクシーの利用促進と二次交通アクセスの整備
 - ・17遺跡共通デザインによる道路標識等の分かり易い案内表示の整備 等
- ②アクセス情報の発信強化
 - ・イベント等の情報発信時の遺跡アクセス情報付加の徹底及び多言語対応
 - ・地元自治体や民間団体、地元企業の情報発信時におけるアクセス情報発信の促進 等

③駐車場及び便益施設の充実と周辺施設の整備

- ・来訪者の増加に合わせた駐車場の過不足確認と計画的な整備
- ・来訪者のニーズや滞在時間増に合わせた飲食や物販コーナーの新設
- ・世界遺産縄文遺跡群の最寄り駅として縄文の雰囲気配慮した駅舎等の改修 等

施策（３） 魅力的な活用事業の展開

①縄文文化を体感できる取組の充実

- ・縄文の衣装・食事・道具づくりや、まつり等の体験メニューの開発
- ・縄文文化に関する多方面と連携したワークショップの開催
- ・遺跡を縄文の里山の例とした自然観察会の開催 等

②遺跡の特別な公開活用

- ・夏至前後のストーンサークルのライトアップと星空観察会
- ・普段立ち入れない遺跡の範囲やバックヤードへの特別ツアーの検討 等

（３）基本方針３の施策に係る取組

施策（１） 様々な情報発信の拡充

①国内外の広範囲への発信とサポーターの獲得

- ・SNSやHPによる動画や画像、映像資料を活かしたPRの推進
- ・国内外の遺跡や世界遺産との連携による相互情報発信
- ・秋田の縄文遺跡群を応援するファンクラブの設置と耳寄り情報の発信 等

②多様な客層への発信とファンやリピーターの獲得

- ・遺物をモチーフとした来訪者を惹き付けるキャラクターの創出
- ・SNSで発信したくなる映えスポットの創出
- ・現代美術とのコラボレーションによる展示企画の展開
- ・年代別（児童、子育て世代、熟年等）、趣味別（歴史・文化・食・体験等）、目的別（観光、癒やし、運動等）など、ターゲットを絞った情報提供 等

施策（２） 官民が連携した誘客の促進

①遺跡でのイベント開催や参加型プログラムの充実等による積極的活用の推進

- ・遺跡群を会場とした伝統行事の開催・披露
- ・来訪者が参加できる茶会、星空観察会、ヨガ教室等のイベント開催

②魅力ある周遊モデルコースや旅行商品の造成と誘客推進

- ・観光地・宿泊施設・飲食店等との連携による周遊モデルコースの造成
- ・誘客を重点的に促進する地域をターゲットとしたファムツアーの実施
- ・白神山地や縄文の歴史を学ぶ学習旅行・修学旅行のPRと誘致活動の推進
- ・他の縄文遺跡群、観光地と連携したスタンプラリーの実施
- ・観光キャンペーンと連携したイベントや企画展等の実施 等

③来訪者の需要調査や成功事例等の情報収集

- ・来訪者を対象とした満足度、改善点、新たな取組等のアンケート調査実施
- ・世界遺産関係自治体との情報交換による成功事例収集と取組への反映 等

施策（３） 遺跡の多様な活用

①世界遺産のブランド力や地域の特色を活かした関連商品開発と仕事の創出

- ・お菓子や酒類、衣類、雑貨などの土産品の開発
- ・縄文遺跡群をテーマとした食事メニューの開発と提供体制の整備
- ・有料ガイドの育成と受入体制の充実強化 等

②秋田の縄文遺跡群を活用した地域経済への貢献

- ・悠久の空間で行う屋外コンサートやアートイベントの実施
- ・雪像の製作など冬季における遺跡の魅力を向上させる企画の実施
- ・民間企業やNPO団体と連携した気球搭乗会、結婚式等の実施 等

第6章 未来像の実現に向けて

1 実施主体及び推進体制

未来像の実現に向けては、地域の人々をはじめ、行政や民間団体など多様な主体が関わり、本構想を踏まえながら取組を進めると共に、必要に応じて新たな関わりを持つ人々へ働きかけていくことが大事になります。

各主体は、それぞれの役割において主体的・継続的に未来像の実現に向けて取り組む必要があります。また、秋田の縄文遺跡群として一体感のある取組とするために、目指す方向性の共有を前提に、情報の共有及び連携した事業展開を図っていくことが重要となりますので、秋田県縄文遺跡群保存活用連絡会議を活かして連携を深めていく必要があります。

2 各主体に期待される役割

未来像の実現に向けては、秋田県縄文遺跡群保存活用連絡会議が核となって取組を進めていくことから、同会議の構成組織を軸に役割分担を記載します。今後様々な取組を進める上では、同会議の構成組織のほか、県・市の各所管課等や地域住民、民間団体との協力が必要になるため、適宜連携して未来像の実現に向けた実施形態の整備や企画立案等が求められます。また、役割分担に当たっては、取組の性格が遺跡の保存管理、普及啓発、経過観察、情報発信、観光誘客、物販等に分類されることから、県・市・民間団体について、保存活用、経過観察、観光のグループに分けています。

各グループの役割は次の通りです。

①保存活用

主に遺跡の保存管理、普及啓発、経過観察、情報発信、観光誘客を行います。

②経過観察

主に遺跡の経過観察及び秋田の縄文遺跡群に対して所管する法令に係る情報収集

③観光

主に観光誘客・情報発信を行います。

各主体に期待される役割は次の通りです（別表参照）。

（1）県

秋田県の縄文遺跡群に関する取組を一体的に進めるため、全体を包括する役割を担います。

①保存活用

文化財保護室・鹿角地域振興局・北秋田地域振興局

②経過観察

環境管理課・農林政策課・森林整備課・都市計画課・道路課・河川砂防課

③観光

観光振興課・交通政策課

(2) 市

各遺跡の保存管理、普及啓発、情報発信、観光誘客等で主軸となる役割を担います。地域住民や民間団体と連携して取り組むことが求められます。

【鹿角市】

①保存活用

大湯ストーンサークル館・政策企画課

②経過観察

農業振興課・農地林務課・都市整備課・農業委員会

③観光

生活環境課・産業活力課

【北秋田市】

①保存活用

生涯学習課・総合政策課

②経過観察

農林課・都市計画課・建設課・農業委員会

③観光

商工観光課

(3) 地域住民

県及び市と連携して保存活用に取り組むことや、新たな価値を創造していく担い手となることが期待されます。

(4) 民間団体

得意分野等において各主体と連携し、遺跡の保存活用や新たな価値の創造に関する取組への参画が期待されます。

①保存活用

大湯S Cの会・伊勢堂岱遺跡ワーキンググループ

②観光

十和田八幡平観光物産協会・株式会社かづの観光物産公社・合資会社十和田タクシー・一般社団法人秋田犬ツーリズム・秋北バス株式会社・北秋田市観光物産協会・北秋田地域素材活用推進会議・秋田内陸縦貫鉄道・大館能代空港ターミナルビル株式会社

3 持続的な運営に向けて

(1) 基本的な取組の継続

各主体の基本的な取組が、秋田の縄文遺跡群の持続的な保存活用にとって基礎となります。基本的な取組を継続するためには、人材の育成が重要になりますので、秋田の縄文遺跡群の価値や地域で守ってきた歴史などを将来にわたって継承し、世界遺産が着実に未来世代へ引き継がれるための担い手育成を念頭に、取り組むことが望まれます。

(2) 課題への対応

本構想で示してきた課題については、中長期で取り組むものも多くあります。これらに取り組む中で、その時々¹の需要に応じた対応が必要になりますので、アンケート等利用者の声に耳を傾けながら実施することが重要です。

(3) 協力体制の構築

未来像の実現に向けた取組の中には、各主体が連携して実施するものがあります。秋田県縄文遺跡群保存活用連絡会議や様々な集まりの場を活かし、情報共有を強化しながら連携の推進を図っていく必要があります。

別表 施策及び取組の主体と実施時期

○…補助的な役割 ◎…主体的な役割 短期…登録から概ね5年 中長期…登録から6年目以降

基本方針	施策	取組	具体例	主体							実施時期		
				県		市		地域住民	民間団体		継続	短期	中長期
				保活	経観	保活	経観		保活	観光			
1	(1) 保存・整備の推進	①縄文遺跡群の一体的な保存管理と公開活用	・ユネスコへの年次報告 ・17遺跡共通デザインの説明看板の設置 ・17遺跡共通のパンフの配布、HPの運用 ・縄文遺跡群の巡回展示会 等	◎	◎	◎	◎	○	○	○	●		
		②各遺跡の計画に基づく適切な保存管理	・環状列石の保存処理や監視体制の充実 ・遺跡の見学環境維持のため管理 ・見学通路、説明版、建物等の維持管理 ・鳥獣害や感染症への対策 等			◎			○		●		
	(2) 価値や魅力の伝達	①調査研究成果の公開活用の充実及び両遺跡の連携	・遺跡や出土品の調査研究の推進 ・発掘調査見学会の開催や講演会等の共催 ・ガイダンス施設での企画展示会の開催 ・遺跡の映像資料の発信 等	○		◎				○	●		
		②遺跡及びガイダンス施設の整備	・当時はイメージするための遺構復元 ・バリアフリーに配慮した整備 ・サイン・web情報等の多言語対応 等	○		◎					●		
	(3) 世界遺産を通じた文化財保護意識の醸成	①学校教育や生涯学習と連携した普及啓発	・児童生徒への学習資料の配付 ・出前講座の実施 ・地域学習や学校行事での遺跡の活用 ・制作物の展示会開催 等	◎		◎				○	●		
②地域住民等の保全活動等による保護意識の醸成		・遺跡と周辺の除草や清掃活動 等						○	◎	●			
(4) 遺跡と周辺の良好な景観の形成	①景観計画の策定と適切な運用	・景観計画の策定と開発行為の把握、誘導 ・遺産影響評価に基づいた道路移設 ・植栽等による道路等の遮蔽措置の実施	○	○	◎	◎		○			●		
	②世界遺産委員会勧告への対応	・植栽等による道路等の遮蔽措置の実施	◎	○	◎	◎	○				●	●	
	③遺跡や周辺部の自然環境と調和したまちの景観づくり	・景観条例に則った建物等の建設や改修	○	○	◎	◎	◎	◎			●	●	

※保活…保存活用・普及啓発 経観…経過観察 観光…観光誘客・物販
※経過観察：縄文遺跡群の保存管理状況に関するモニタリング

○…補助的な役割 ◎…主体的な役割 短期…登録から概ね5年 中長期…登録から6年目以降

基本方針	施策	取組	具体例	主体							実施時期		
				県		市		地域住民		民間団体		継続	中長期
				保活	経観	経観	保活	保活	観光	保活	観光		
2	(1) 市民参画によるガイド等団体の育成・拡充	①地域ボランティア団体の充実及び後継者の育成	・ガイド等の募集と育成 ・遺跡を活用できる団体の設立 ・各団体の取組のweb等での映像公開 等	○			◎			◎	○	●	
		②ガイドの育成と提供する情報のガイドライン策定	・質の高いガイドマニュアルの作成 ・研修会によるガイド内容の向上 ・ホスピタリティ向上の研修の実施 等	◎			◎			◎	○		●
		③多様な情報提供に向けた団体間の交流や連携の促進	・合同研修会による情報共有 ・他地域との意見交換と情報共有 ・他分野のガイド団体との連携 等	○			◎			◎	○		●
	(2) 遺跡へのアクセスや周辺環境整備の推進	①遺跡へのアクセス環境の充実	・空港・鉄道・バス・タクシー利用促進 ・共通デザインでの道路標識等の整備 等	◎	○		○		◎		◎		
		②アクセス情報の発信強化	・アクセス情報の付加及び多言語対応 ・アクセス情報発信の促進 等	○			○		◎	○	◎		
		③駐車場及び便益施設の充実と周辺施設の整備	・来訪者の増加に合わせた計画的な整備 ・飲食や物販コーナーの新設 ・駅舎等の改修 等				○		◎	○	◎		●
	(3) 魅力的な活用事業の展開	①縄文文化を体感できる取組の充実	・道具づくり等の体験メニューの開発 ・縄文文化に関するワークショップの開催 ・遺跡での自然観察会の開催 等	○			◎			○	◎		●
		②遺跡の特別な公開活用	・ストーンサークルのライトアップ ・特別ツアーの検討 等	○			◎			○	○		●

※保活…保存活用・普及啓発 経観…経過観察 観光…観光誘客・物販
※経過観察：縄文遺跡群の保存管理状況に関するモニタリング

○…補助的な役割 ◎…主体的な役割 短期…登録から概ね5年 中長期…登録から6年目以降

基本方針	施策	取組	具体例	主体						実施時期		
				県		市		地域住民	民間団体		継続	中長期
				保活	経観	保活	経観		保活	観光		
3	(1) 様々な情報発信の拡充	①国内外の広範囲への発信とサポーターの獲得	・SNSやHPP等でのPRの推進 ・他遺跡との連携による相互情報発信 ・秋田の縄文遺跡群を応援するファンクラブの設置と耳寄り情報の発信 等	○		◎	○		○	○	●	
		②多様な客層への発信とファンやリピーターの獲得	・遺物をモチーフとしたキャラクターの創出 ・映えスポットの創出 ・現代美術とのコラボによる企画の展開 ・年代別、趣味別、目的別の情報提供 等	○		○	◎		○	◎		●
		③遺跡でのイベント開催や参加型プログラムの充実等による積極的活用	・遺跡群を会場とした伝統行事の開催 ・来訪者が参加できるイベント開催 等	○		○	◎	○	○	◎	●	
	(2) 官民が連携した誘客の促進	①魅力ある周遊モデルコースや旅行商品の造成と誘客推進	・周遊モデルコースの造成 ・誘客を促進するファームツアーの実施 ・学習旅行や修学旅行の誘致活動の推進 ・スタンプラリーの実施 ・観光キャンペーンと連携したイベントの実施 等	○		○	◎			◎		
		②来訪者の需要調査や成功事例等の情報収集	・来訪者を対象としたアンケート調査の実施 ・成功事例収集と取組への反映 等	○		◎	◎		○	○		●
		③世界遺産のブランド力や地域の特色を活かした関連商品開発と仕事の創出	・お菓子や衣類、雑貨などの土産品の開発 ・縄文遺跡群をテーマとした食事メニューの開発と提供体制の整備 ・有料ガイドの育成 等				◎		○	◎		●
(3) 遺跡の多様な活用		④秋田の縄文遺跡群を活用した地域経済への貢献	・屋外コンサートやアートイベントの実施 ・冬季の魅力を向上させる企画の実施 ・民間企業やNPO団体と連携した気球搭乗会、結婚式等の実施 等			○	◎		○	◎		●

※保活…保存活用・普及啓発 経観…経過観察 観光…観光誘客・物販
※経過観察：縄文遺跡群の保存管理状況に関するモニタリング

参 考 資 料

秋田県縄文遺跡群保存活用連絡会議の設置に関する要綱

〈趣旨〉

第1条 この要綱は、世界文化遺産、大湯環状列石と伊勢堂岱遺跡の保存と活用を円滑に進めるため、関係者間の連携を強化し、課題や役割等の共有を図ることを目的とする、秋田県縄文遺跡群保存活用連絡会議（以下「連絡会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

〈所掌事項〉

第2条 連絡会議は、次の事項をつかさどる。

- （１）県内構成資産の保存に関する事項
- （２）県内構成資産の活用に関する事項
- （３）その他必要と認められる事項

〈組織〉

第3条 連絡会議は、別表１に掲げる委員で構成する。

〈役員〉

第4条 連絡会議に次の役員を置く。

- （１）議長
 - （２）管理委員
- 2 議長は、秋田県教育庁教育次長（管理）が務める。
- 3 議長に事故があるとき、または運営上の必要が認められるときは、あらかじめ議長が指名する者がその職務を行う。
- 4 管理委員は、次の職にある者が務め、議長を補佐する。
- （１）秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室長
 - （２）鹿角市教育委員会大湯ストーンサークル館長
 - （３）北秋田市教育委員会生涯学習課長

〈協力者〉

第5条 連絡会議に協力者を置く。

- 2 協力者は、別表２のとおりとする。
- 3 協力者は、連絡会議に、構成資産の保存に必要な情報の提供及び保全のための協力を行う。

〈会議〉

第6条 連絡会議は、議長が必要に応じ関係する委員を招集し、主宰する。

- 2 議長は、必要に応じ、協力者及び関係者に連絡会議への出席を求めることができる。

3 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

〈事務局〉

第7条 連絡会議の事務は、秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室において処理する。

〈その他〉

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月8日から施行する。

令和3年10月25日修正

令和4年4月1日修正

秋田県		
	観光文化スポーツ部	観光振興課長
		交通政策課長
	生活環境部	環境管理課長
	農林水産部	農林政策課長
		森林整備課長
	建設部	都市計画課長
		道路課長
		河川砂防課長
	鹿角地域振興局	総務企画部長
		農林部長
		建設部長
	北秋田地域振興局	総務企画部長
		農林部長
		建設部長
	教育庁	文化財保護室長
鹿角市		
	総務部	政策企画課長
	市民部	生活環境課長
	産業部	産業活力課長
		農業振興課長
		農地林務課長
	建設部	都市整備課長
	農業委員会	局長
	教育委員会	大湯ストーンサークル館長
北秋田市		
	総務部	総合政策課長
	産業部	農林課長
		商工観光課長
	建設部	都市計画課長
		建設課長
	農業委員会	局長
	教育委員会	生涯学習課長

鹿角市	
	十和田八幡平観光物産協会
	株式会社かづの観光物産公社（かづのDMO）
	秋北バス株式会社
	合資会社十和田タクシー
	一本木自治会
	大湯 S C の会
北秋田市	
	秋田内陸縦貫鉄道株式会社
	大館能代空港ターミナルビル株式会社
	北秋田地域素材活用推進協議会
	北秋田市観光物産協会
	一般社団法人秋田犬ツーリズム
	小ヶ田自治会
	伊勢堂岱遺跡ワーキンググループ